

速報第2888号 H29.12.13発行 総務課報	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	29年・4定 予算特別委員会 12月11日	質 問 者	菊地 葉子 委員 日本共産党 (小樽市)
質 疑 ・ 質 問		答 弁		担 当 課
<p>一 学校トイレの洋式化について 通告に従い順次質問させていただきます。</p> <p>(一) 公立学校における洋式トイレの整備状況について 始めに、学校のトイレの洋式化等についてです。道内の公立学校トイレの洋式化率、小中高毎、どのようになっているのか、お伺いいたします。</p> <p>(二) 学校トイレ環境の改善について 「暗い、汚い、臭い、怖い、壊れている」いわゆる「学校トイレの5K」といわれてきました。学校トイレの整備について、道教委はどのような方針を持って対応してこられたのか、伺います。</p> <p>(三) 自治体間格差の解消について 文部科学省が行いました「公立小中学校施設のトイレの状況調査」では、道内のトイレ洋式化率は51.3%となっています。ただ、100%整備された自治体もあれば、20%台という自治体もあります。こうした、トイレ洋式化の整備に自治体間格差が生まれている状況です。整備率が低い自治体を引き上げていく、そして、トイレ洋式化の自治体間格差をなくしていくために、道はどのような対応をされるのか、お伺いいたします。</p> <p>(四) 高校における洋式化トイレの推移について 小・中学校と比べて高校のトイレの洋式化率が進んでいないというふうに思います。10年前と比べて高校トイレの洋式化はどのように変化したのか、お伺いいたします。</p> <p>(五) 道立高校におけるトイレ洋式化の目標について 10年間で10ポイント少しですね、上がっていますが、道立高校のトイレ洋式化に向けて、道は目標をもって取り組む必要があるのではないかと考えますが、今後どのように取り組むおつもりか、お伺いいたします。</p> <p>(六) 災害時における洋式トイレの役割について 大規模改造工事の際に、学校の実情等に応じて整備を進めて行くことが大切であると考えているという御答弁でしたが、大規模改造だけではなくて、個々の要望にもしっかりと応えていただければというふうに思います。大規模災害が発生した際にですね、学校は避難所としての役割も担うこととなります。その際にですね、足腰の弱い高齢者や車いす使用の避難者の方もいらっしゃると思います。洋式トイレが十分に整備されていないか、避難所としての役割が果たせないのではないかと危惧するところですが、防災の観点からも、学校における洋式トイレ整備、これは大変重要だと考えますが、見解をお伺いいたします。</p>		<p>(施設課長) 洋式トイレの整備状況についてでございますが、児童生徒用トイレの大便器の総数のうち洋式化になっている割合は、平成28年4月1日現在、小学校では52.9%、中学校では48.9%となっており、また、道立高校では、平成29年4月1日現在、37.9%となっております。</p> <p>(施設課長) 道立学校における整備についてでございますが、道教委では、「高等学校設計指針」に基づき、各階に1組以上の洋式トイレを設置してきたところでありますが、近年の家庭や公共施設などでの洋式トイレの普及状況を踏まえ、大規模改造工事の際に学校の要望等を聞きながら、和式から洋式への改修や洋式トイレの増設を行っているところでございます。</p> <p>(施設課長) 公立小・中学校におけるトイレの洋式化についてでございますが、公立小・中学校におきましては、各市町村がそれぞれの整備方針や財政状況などを勘案して整備に取り組んでいるものと承知しております。こうした中、今年度、道内の市町村において国庫補助事業を活用したトイレの洋式化の事業につきましては、小・中学校7校で採択されたところであり、来年度におきましても30校以上の小・中学校でトイレの洋式化が計画されておりますことから、道教委といたしましては、公立小・中学校のトイレの洋式化のための必要な財源確保について、国に対し、要望してまいります。</p> <p>(施設課長) 道立高校における整備状況についてでございますが、平成18年4月1日時点における道立高校のトイレの洋式化の割合は27.5%であり、先ほど申し上げました平成29年4月1日現在の37.9%と比較しますと10.4ポイント増加しているところでございます。</p> <p>(施設課長) 道立高校における整備についてでございますが、道教委では、利用しやすい洋式への改修は、生徒の体調管理の観点も含め、教育や生活の場全体の環境整備を図る上で望ましいと考えております。しかしながら、学校トイレの洋式化につきましては、利用のしやすさや学校開放等で多くの方々を利用することに配慮し、整備する必要があるとの意見がある一方で、「人の座った便座の使用に抵抗を感じる」との声などもありますことから、今後とも、大規模改造工事の際に学校の実情等に応じて、整備を進めていくことが大切であると考えております。</p> <p>(施設課長) 避難所としての対応についてでございますが、文部科学省において、東日本大震災後に取りまとめた「災害に強い学校施設の在り方について」では、避難所となる学校施設には、高齢者や障害者等の配慮を必要とする方々の使用を想定し、洋式トイレや多目的トイレを確保することが重要であるとされております。こうしたことから、全ての道立学校に、1つ以上の多目的トイレと各階に1組以上の洋式トイレを整備しさらに、市町村の防災計画を踏まえまして、道立学校157校に、多目的トイレやシャワー室などを備える防災棟を整備したところであり、今後とも、学校施設の安全性の確保に努めますとともに、市町村と十分連携しながら、避難所として必要な防災機能の充実に取り組んでまいります。</p>		<p>施設課</p> <p>施設課</p> <p>施設課</p> <p>施設課</p> <p>施設課</p> <p>施設課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(七) 学校施設環境改善交付金の改善について 文部科学省の「学校施設環境改善交付金」では、トイレ改修に対して400万円以上ある場合、その3分の1を補助対象としています。しかし、小規模の改修であれば400万円以下の工事もあり得ます。400万円以上でなければ国の助成措置が受けられないというのでは、トイレの洋式化改修に向けた動きを阻害するおそれがあるのではないかとこのように考えます。 国に制度の改善を求めることで、より一層の整備促進を進めることにつながるかと考えるものですが、学校施設環境改善交付金の制度改善を国に求めていくお考えはありますでしょうか、お伺いいたします。</p> <p>(八) 道としての整備目標について 東京都では2020年までに公立小中学校のトイレ洋式化率を80%とする目標を掲げました。今年度より公立学校施設トイレ整備支援事業を開始しています。東京都と同様に、道自らが整備目標を設定し、自治体に対する助成措置を検討すべきではないでしょうか、いかがですか。</p> <p>(要望) 市町村の整備方針、ぜひ進むように北海道としても後押ししていただきますよう申し添えまして、次の質問に移りたいと思います。</p> <p>二 不登校への対応等について (一) 教育支援センターについて 教育委員会の皆様を始め、様々な努力がされると承知しておりますが、そう言いながらも不登校児童生徒数が依然高い水準で推移しています。教育指導観点の重要な課題になっていますが、この不登校対策の一つに教育支援センターがあり、教育支援センターが重要な役割を果たしています。</p> <p>1 教育支援センター等の設置促進支援事業について 道内にも47カ所設置されていますが、平成29年度の文部科学省の教育支援センター等の設置促進支援事業では、道内で応募した4市全てが不採択となつて大変残念なことだと思っております。平成28年度に実施した事業では、道教委と事業の実施市町村教育委員会が連携し、不登校児童生徒の状況に応じた総合的な教育支援の促進が図られたと聞いておりますが、どのような成果があったのかお伺いいたします。</p> <p>(意見) 今御答弁ありましたように、大変大きな成果を上げていると。私も小樽の教育支援センターに足を運ばせていただいて、いろいろな取組の報告も受けたところですが、適応指導教室に配置された支援員が昨年の4月以降、31校訪問、110名の児童生徒への</p>	<p>(施設課長) 学校施設環境改善交付金についてでございますが、文部科学省では、国と地方の役割分担の観点にたった国庫補助を行うとの考えの下、トイレ改修に係る事業は400万円の下限を設けているところでございます。 道教委といたしましては、これまでも児童生徒の安全な学習・生活環境の確保に向けた機能の充実が図られるよう、国に対し、補助要件の緩和などについて要望してきたところでありますが、今後も引き続き、全国公立学校施設整備期成会とも連携し、要望してまいります。</p> <p>(教育部長) 整備目標などについてでございますが、昨年、文部科学省が実施をしました調査によりますと、道内の公立小・中学校におけますトイレの整備方針については、洋式化の目標を8割以上としている市町村は、全体の63%でございました。また、洋式化の目標を6割以上としている市町村は、91%となっているところでございます。 道教委といたしましては、学校トイレは、児童生徒の学習や生活の場であります学校として、ふさわしい快適な環境であることが望まれますとともに災害時におけます避難所のトイレとしての機能確保なども重要でありますことから、これまで、市町村に対しまして、トイレの洋式化に係る国庫補助事業の活用を周知をし、学校の実情に応じて整備するよう働きかけてきたところでございまして、今後とも、市町村が計画している事業が円滑に実施できますよう国に対し、必要な財源の確保や地方財政措置などについて要望してまいります。</p> <p>(学校教育局参事) 教育支援センター等の設置促進支援事業についてでございますが、本事業は、学校や市町村教育委員会、教育支援センター等が連携して、不登校児童生徒の状況に応じた総合的な教育支援を行う体制の構築を図るために実施してきたものであり、平成28年度に事業を実施した小樽市などの4市におきましては、センターに配置された支援員等により、各学校の巡回訪問や保護者との面談、家庭訪問等を通じた児童生徒の実態把握が行われるほか、医療などの専門的な相談員による教育相談などの取組も行われてきているところでございます。 こうした取組を通じて、センターに相談や支援等を求める児童生徒や学校へ登校できるようになった児童生徒が増えたほか、センターの出張所を設けるなどの運用面の工夫により、時間的・経済的にセンターに通うことが困難な児童生徒のための支援が可能となるなどの成果が報告されており、道教委では、これらの成果を全道に普及し、センターの設置などを促しているところでございます。</p>	<p>施設課</p> <p>施設課</p> <p>参事（生徒指導・学校安全）</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>対応を行って、この「アウトリーチ型」と言うのですか、そういうことで非常に精力的な活動をしておりまして、指導教室への通学児童も増えて、今年の4月には復学児童も増えたという、大変活き活きと成果をお話してくださいました。</p> <p>2 教育支援センターの役割について そんな中で、平成28年9月に文部科学省の通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」では、教育支援センターの整備や活用が位置付けられていますが、具体的にどのような役割が教育支援センターに求められているのかお伺いしたいと思います。</p> <p>3 教育支援センター等の支援について こうした不登校児童生徒や保護者支援ネットワーク整備の中核となる大変重要な役割を持つ教育支援センターですが、道内では設置されていない市町村がまだ沢山あります。不登校児童生徒の教育機会の確保の面でも課題があるのではないかと考えます。中心的で重要な役割を果たすことが期待されているこの教育支援センターが設置されていない市町村に対し、道教委としてどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。</p> <p>(意見) 平成29年度に不採択となった自治体では、急遽、自治体の予算で手立して事業継続をしたということも聞いております。是非、国の予算要求を強力にさせていただきたいと思うものです。</p> <p>(二) スクールソーシャルワーカーについて スクールソーシャルワーカーについてもお尋ねいたします。スクールソーシャルワーカーも不登校児童生徒への対応で重要な働きをしていると承知しております。</p> <p>1 配置の状況について 不登校の背景には、家庭や友人関係、学校、地域、いろいろな環境に問題がある場合も多いのですが、それだけではなく、その複雑な環境が更に絡み合っている、こういう場合は福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用して支援することが重要であると考えております。 そこで、道内におけるスクールソーシャルワーカーの配置や活動状況、未配置市町村への対応についてお伺いいたします。</p> <p>2 今後の配置等について 道教委が作成した「スクールソーシャルワーカー活用事例集」を読ませていただきました。本当に辛抱強く、いろいろなケースに皆さんが努力をして対</p>	<p>(学校教育局参事) 教育支援センターの役割についてでございますが、国の通知におきましては、不登校児童生徒への支援の一層の充実に向け、教育支援センターに期待される役割として、センターへ通う児童生徒に対する学習指導や教育相談等の支援はもとより、センターへ通えない児童生徒への訪問型支援の実施や、学校に対して、「児童生徒理解・教育支援シート」を活用した支援を行う場合の指導助言のほか、センターが中核となって、関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備することが必要であることなどが示されているところでございます。</p> <p>(学校教育局長) 教育支援センターの未設置市町村への対応についてでございますが、道内におきましては、教育支援センター未設置の市町村の割合が7割程度でございますことから、道教委といたしましては、これまででも、設置について市町村教育委員会に働きかけるとともに、国に対して、設置に係る財政的な支援の拡充等の要望を行うなどしてきているところでございます。 今後におきましては、市町村教育委員会の職員等が参加する「不登校児童生徒支援連絡協議会」や、各管内で開催する市町村教育委員会を対象とした各種会議などの機会に、教育支援センター設置促進支援事業の成果をまとめた指導資料を活用するなどしまして、センターの設置について働きかけますとともに、児童相談所等の関係機関と連携した多様な学習機会の確保などにつきましても指導助言するほか、引き続き、財政支援の拡充等について、国へ要望を行うなどして、不登校児童生徒やその保護者への支援体制の充実に取り組んでまいります。</p> <p>(学校教育局参事) スクールソーシャルワーカーの配置状況などについてでございますが、道教委では、学校、家庭、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家であるスクールソーシャルワーカーの役割は重要であると考えており、平成20年度から、「スクールソーシャルワーカー活用事業」を実施してきているところでございます。 今年度におきましては、道教委には6名、市町教育委員会には30市町に45名のスクールソーシャルワーカーを配置しており、具体的な活動としては、学校や家庭などからの情報に基づいて、不登校の要因や背景を分析し、明らかにすることや、児童生徒や保護者からの相談への対応、関係機関と連携した支援計画の策定などを行っているところでございます。 また、スクールソーシャルワーカーの未配置市町村に対しましては、要請に応じて、道教委に配置しているスクールソーシャルワーカーを学校等に派遣しており、平成28年度におきましては、9つの市町村の小学校2校、中学校7校に対して、延べ27回の派遣を行ったところでございます。</p> <p>(教育長) 今後のスクールソーシャルワーカーの配置などについてでございますが、道教委といたしましては、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充するためには、</p>	<p>参事（生徒指導・学校安全）</p> <p>参事（生徒指導・学校安全）</p> <p>参事（生徒指導・学校安全）</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>応されているなどと思ひまして、ただ、これからもそういう積極的な活用が求められている、これが現実なんだろうと思ひます。</p> <p>北海道においては、広域性などの地域特性から、スクールソーシャルワーカーの人材確保、これも困難となる地域もあるといった道内特有の課題もあるというふう聞いておりますが、スクールソーシャルワーカーの更なる配置拡充が本当に求められているところであり、今後のスクールソーシャルワーカーの配置について見解を伺いたしたいと思います。</p> <p>(意見)</p> <p>国の設置目標に見合った、北海道でも配置が進みますよう、取組を強化していただきたいと思ひますし、ただ今、御答弁いただきましたけれども、希望のある学校等への派遣をより充実させるため、スクールソーシャルワーカーの任用形態や運用の工夫改善などについても検討していただけたらということですね。</p> <p>現行の配置のスクールソーシャルワーカーの訪問回数を増やしてほしいという現場の声にも、積極的に対応していただけるものと期待して、私からの質問を終わります。</p>	<p>その役割を担う人材を育成することが大切であると考えておりまして、これまで、大学と協定を締結して、スクールソーシャルワーカーの活動に興味関心のある教員などを対象とした社会福祉に関する講座を実施するほか、スクールソーシャルワーカーを目指す大学生に対して、現場実習の機会を提供するなどの取組を行ってきたところでございます。</p> <p>国において、平成31年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区に配置するという目標を掲げていることなどを踏まえまして、道教委といたしましては、大学と連携した人材育成の取組を継続することはもとより、市町村における配置が進むよう、更なる財政支援について、国に対し強く求めるとともに、希望のある学校等への派遣をより充実させるため、スクールソーシャルワーカーの任用形態や運用の工夫改善などについて検討してまいりたいと考えております。</p>	